

## 第21回大空町農業委員会総会議事録

令和7年2月21日 第21回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

### 1. 委員の出欠状況

#### (1) 出席者

2番 上田英樹	3番 渡辺誠	4番 古田牧子
6番 渡邊恵二	7番 小川一浩	8番 福田英信
9番 福田重幸	10番 佐久間仁	11番 増子昭雄
13番 佐々木経一	15番 仲西政克	16番 高橋敬義
17番 長尾照幸	19番 岡本シゲ子	20番 遠藤哲也
21番 佐野一義	22番 先崎教之	23番 丹羽真治
24番 石田正俊		

#### (2) 欠席者

1番 斎藤宏幸	5番 児山高	12番 真鍋剛
14番 森英章	18番 追分敏行	

### 2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川大樹	主事 仙石陸	主事 中村遙樹
-----------	--------	---------

## 第21回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第21回総会を開催いたしたいと存じます。 会議日程2、憲章朗読でございます。 全員で前文から朗読いたしたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、開催にあたりまして石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第21回大空町農業委員会総会への出席、ありがとうございます。また、14日に大空町の農業を考える会へ出席された委員の皆様、ご苦労さまでした。 合同学習会では、北海道農業公社様より農地中間管理機構事業についてを説明いただきました。3月31日より運用されることとなりますが、農業委員会といたしましては、再度確認の意味を含めまして良い学習会だったと思っております。 さて、昨日は朝から吹雪模様となりまして、積雪も10センチほどあり、除雪作業でご苦労されたことと思っております。既に玉葱では播種作業が始まっています、これからビートのハウスの準備、播種作業、融雪剤の散布などの作業が始まり忙しくなってまいりますが、健康に留意され、お身体に気をつけて事故などのないこと、そして、良き豊穣の秋を迎えることをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。
石川局長	事務局長。  1月30日開催の第20回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告説明)
石田会長	ただ今より、第21回農業委員会総会を開催いたします。 (午後1時35分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。

石川局長	<p>ただいまの出席委員は、21名であります。</p> <p>斎藤委員、児山委員、真鍋委員、森委員、追分委員から欠席の旨、ご連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から、議案第3号まで計25件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、2番上田委員、3番渡辺誠委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和7年2月21日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第1号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、親から経営者である子への農地の贈与案件でございます。図面につきましては贈与のため省略しております。</p> <p>なお、議案第1号の農地法第3条に関連する案件につきましては、全て農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長 委員長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p> <p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>

石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】</b> この案件につきましては、親族が所有する農地を贈与する新規案件でございます。図面につきましては省略をしておりますので、ご了承ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、○○委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に所有権移転関係3番及び4番について、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第1号所有権移転関係3番及び4番朗読】</b></p> <p>これらの案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては、1ページと2ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、所有権移転関係3番及び4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号所有権移転関係3番及び4番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p>

	<p>次に、利用権設定関係 1 番及び 2 番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 1 番及び 2 番朗読】</b></p> <p>これらの案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては 3 ページ、4 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>貸主について、所有名義人となっている〇〇氏につきましては、現在「不在者」という状況であります。この場合、家庭裁判所の監督のもと、「不在者財産管理人」が不在者の財産の保護及び第三者との法律関係を処理するといった財産管理を行います。</p> <p>〇〇氏財産管理人の〇〇氏につきましては、釧路家庭裁判所から令和 7 年 1 月 29 日付けで審判を受け「不在者財産管理人」として選任されておりますことを確認しておりますので、当案件の当事者として適当と判断いたします。</p> <p>また、借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係 1 番及び 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 号利用権設定関係 1 番及び 2 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	<p>暫時休憩とします。</p> <p>(○○委員着席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。図面につきましては 5 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 3 地区间委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第 1 号利用権設定関係 3 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第 1 号利用権設定関係 4 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、これまで使用貸借で会社に無償貸付けし</p>

	<p>ていた農地を有償で貸付けし直すという案件でございます。図面につきましては、省略をしておりますのでご了承ください。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより、議案第1号利用権設定関係4番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和7年2月21日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p><b>【議案第2号所有権移転関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、賃借地の売買移行案件でございます。</p> <p>2月14日に第1地区農業委員により、あっせん会が行われてござ</p>

	<p>います。図面につきましては賃借地の売買のため省略しております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しておりますのでご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係1番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、利用権の解約に伴う新規案件でございます。2月12日に第2地区農業委員によりあっせん会が行われてございます。図面につきましては6ページに掲載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しておりますのでご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 2 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、貸主の規模縮小に伴う新規案件でございます。2月 12 日に第 2 地区農業委員により、あっせん会が行われてございます。図面につきましては 7 ページに掲載しておりますのでご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p><b>【議案第2号利用権設定関係3番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。2月17日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては8ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 4 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 4 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。1月 17 日に第 3 地区農業委員により、あっせん会が行われております。図面につきましては 9 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願ひします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 4 番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 5 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 5 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。1月 17 日に第 3 地区農業委員により、あっせん会が行われ</p>

	<p>ております。図面については10ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願ひします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係5番について質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号利用権設定関係5番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係6番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
中村主事	<p>番号6番から9番までの案件につきましては、第1地区及び第2地区に係る農地更新の案件となってございます。第1地区は2月14日、第2地区は2月12日にそれぞれ農業委員によりあっせん会を実施しております。</p> <p>全ての案件で、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、更新案件のため図面は省略しております。</p> <p>それでは説明いたします</p>
	【議案第2号利用権設定関係6番朗読】

	<p>この案件につきましては更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 6 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 7 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 7 番朗読】</b> この案件につきましても更新案件となります。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより、利用権設定関係 7 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 7 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 8 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
中村主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 8 番朗読】</b> この案件につきましても更新案件となります。 以上です。</p>

石田会長	これより、利用権設定関係 8 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 8 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 9 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
中村主事	<b>【議案第 2 号利用権設定関係 9 番朗読】</b> この案件につきましても更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号利用権設定関係 9 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、○○委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。
	(○○委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 10 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。

仙石主事	<p>利用権設定関係 10 番から 12 番までの案件につきましては、第 4 地区の農地更新の案件となっております。</p> <p>12 月 10 日、2 月 20 日にあっせん会を実施しております。</p> <p>全ての案件で農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>なお、農地更新のため、図面は省略をしております。</p> <p>それでは 10 番から説明をいたします。</p> <p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 10 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましては、更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 10 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第 2 号利用権設定関係 10 番について採決します。
	本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(○○委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 11 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p><b>【議案第 2 号利用権設定関係 11 番朗読】</b></p> <p>この案件につきましても、更新案件となります。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより、利用権設定関係 11 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係11番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係12番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<b>【議案第2号利用権設定関係12番朗読】</b> この案件につきましても、更新案件となります。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係12番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係12番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係1番から4番までについて、譲受人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和7年2月21日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
	<b>【議案第3号所有権移転関係1番から4番朗読】</b>

	<p>1番から4番までの案件につきましては、特例事業に伴う農業公社との買入れに係る案件となっております。</p> <p>1月の総会において買入協議の要請について議決をいただいております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番から4番までについて質疑に入ります。</p>
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号所有権移転関係1番から4番までについて採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
仙石主事	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和7年2月21日提出 大空町農業委員会会长 石田正俊。</p>
	<p><b>【報告第1号朗読】</b></p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて報告第1号については終了いたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。</p> <p>ご苦労様でした。</p>
	(午後2時24分終了)

